

令和 8 年度

名古屋市の行財政に対する県費補助  
及び県の施策等に関する要望

名古屋市



# 目 次

|    |                                |      |
|----|--------------------------------|------|
| 1  | 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進・・・ | 1 頁  |
| 2  | リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化・  | 2 頁  |
| 3  | 防災対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4 頁  |
| 4  | 安心・安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・    | 9 頁  |
| 5  | 地域経済の活性化等・・・・・・・・・・・・・・・・      | 12 頁 |
| 6  | 文化芸術の推進・・・・・・・・・・・・・・・・        | 14 頁 |
| 7  | 医療・介護体制等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・    | 16 頁 |
| 8  | 医療保険制度への支援・・・・・・・・・・・・・・・・     | 20 頁 |
| 9  | 子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・   | 21 頁 |
| 10 | 教育行政の充実・・・・・・・・・・・・・・・・        | 22 頁 |
| 11 | 脱炭素社会の実現等・・・・・・・・・・・・・・・・      | 25 頁 |



# 1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

## 【要望内容】

必要な市民サービスを確保できるよう、市町村の人口や物価の動向等を勘案するとともに、本市を対象外としている補助金を対象とするなど、本市に対する任意補助金の充実・確保を要望します。また、本市に係る県の施策等を推進するとともに、その際は市町村負担金を新設しないことを要望します。

### <要望の背景>

令和8年度の本市財政を見通すと、市税収入は景気の緩やかな回復に伴う増収が期待されるものの、歳出においては、賃金や物価の上昇による影響に加え、扶助費や公債費などの義務的な経費の伸びが引き続き避けられず、また、大規模な施設整備が重なるなど投資的経費は引き続き高い水準にあります。加えて、アジア・アジアパラ競技大会の開催を迎え、大きな財政負担が生じるなど、極めて厳しい状況にあります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。こうした中、本市における県からの任意補助金は令和7年度予算で約93億円であり、医療費助成などの本市施策を実施する上で貴重な財源となっています。

県におかれては、名古屋圏とりわけ愛知の発展のため、イノベーション創出拠点の形成を始め本市に係る県の施策に取り組まれているところですが、今後もアジア・アジアパラ競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業を控えているほか、中部国際空港の第二滑走路を始めとする機能強化を早期に実現するためにも、今まで以上に県・市協調して各事業を推進していく必要があります。

## 2 リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化

(都市・交通局)

### 【要望内容】

今後、本格的な整備による事業のピーク期の到来が見込まれる「名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金」については、引き続き事業の進捗にあわせた強力な支援を要望します。

### <要望の背景>

名古屋駅のターミナル機能強化は、駅周辺の地上・地下空間を再整備することで乗換利便性を高め、中部国際空港や日本一の産業県を支える三河地域とのアクセス性を向上させるとともに、高速道路とも接続強化を図ることで、リニア中央新幹線開業のインパクトを広く圏域に波及させ、世界的なモノづくりの拠点としての産業力、創造力、魅力の一層強化に繋げることにより、大きな経済波及効果をもたらすものです。また、乗換えや滞留・滞在のための空間は、災害時には帰宅困難来訪者の安全確保施設になるとともに周辺施設への安全な移動空間となり、圏域内外の人々の交流空間の安全性を高めます。

その実現を目指し、令和8年度は、名古屋駅東側駅前広場では、新たな交差点形状の形成に向け、地下広場の整備やそれに伴う支障移設工事を進めるとともに、ターミナルスクエア2・3とその周辺整備に向けた事業を推進していきます。名古屋駅西側駅前広場では、アジア・アジアパラ競技大会の開催時も見据え、平面レベルの工事を引き続き進めていきます。また、新たな東西通路の整備について、詳細設計に着手します。

今後、本格的な整備による事業のピーク期の到来が見込まれる中、事業を着実に進めるためには、圏域全体にさまざまな効果をもたらすリーディングプロジェクトとして、国、自治体、鉄道事業者など民間事業者や経済界が一体となり、また、県と市が引き続き連携して取り組んでいく必要があります。

## 名古屋駅のスーパーターミナル化



## 多様な人々が交流し、まちに開かれた「ウォークラブルな広場」の整備

### ■ 東側駅前広場



### ■ 西側駅前広場（平面整備イメージ）



### 3 防災対策等

(防災安全局、環境局、農林基盤局、建設局、建築局)

#### 【要望内容①】

震災対策を推進するため、以下の点について要望します。

- ・ 県管理河川の耐震対策を推進すること。
- ・ 「愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金」について、住宅及び建築物の耐震化促進等のために必要な事業費を確保すること。

#### <要望の背景>

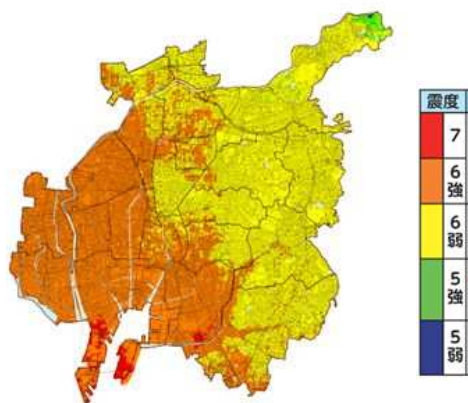
令和6年8月、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとして、運用開始後初となる「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が気象庁より発表されたところです。

南海トラフ巨大地震については、甚大な被害の発生が懸念されることから、震災対策の推進が喫緊の課題となっており、市内を流れる県管理河川について、早急に耐震対策を完了する必要があります。

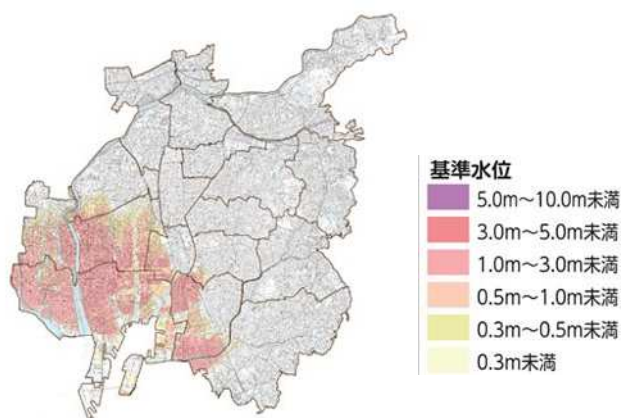
また、住宅及び建築物の耐震化等においても、引き続き支援を行っていくことが不可欠です。

#### 南海トラフ巨大地震の被害想定（あらゆる可能性を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



## 【要望内容②】

治水対策等を推進するため、以下の点について要望します。

- ・ 県管理河川の改修の一層の推進を図るとともに、引き続き河川等の適切な維持管理に努めること。また、国直轄河川庄内川の改修の一層の推進、特に枇杷島狭さく部におけるJR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えの早期着工について引き続き国に対し働きかけること。
- ・ 「急傾斜地崩壊対策事業」について、土砂災害警戒区域等の災害防止対策を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域内建築物の移転・改修事業について必要な事業費を確保すること。
- ・ 農業用排水機維持管理事業に対する補助金について、愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に規定する補助率の限度まで増額すること。
- ・ 河川上流部において生活排水処理施設の整備を促進するなど、河川の水質について改善を図ること。

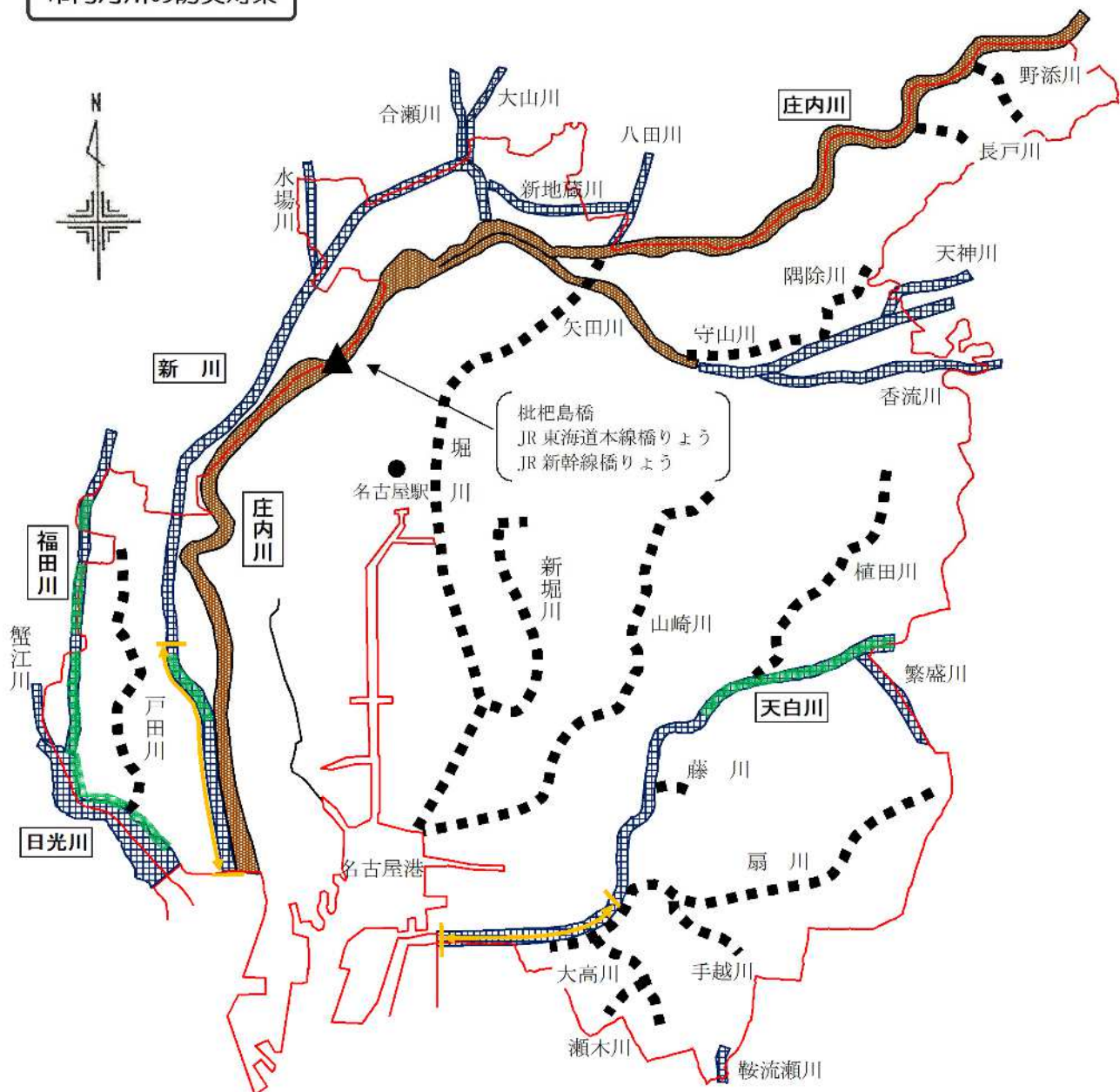
### <要望の背景>

東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、国や県の河川激甚災害対策特別緊急事業や、その後の河川整備計画に基づく改修事業により治水安全度が向上してきました。しかしながら、全国各地で気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化し、甚大な被害が発生しています。令和5年6月には県東部において線状降水帯が発生し記録的な大雨となり、多くの浸水被害が生じるなど、さらなる治水対策の推進が必要となっています。

また、令和6年8月の蒲郡市における土砂災害を始め、近年、豪雨による土砂災害が各地で発生していることから、土砂災害対策や土砂災害の危険から住民を守るための住宅等への対策を早急に進める必要があります。

さらに、農業用排水機を始めとする農業用施設は、地域全体における豪雨時の円滑な内水排除においても重要な役割を果たしており、常にその機能が十分に発揮できるよう、農業用排水機に対する支援を県と市が連携し、適切に推進する必要があります。

# 市内河川の防災対策



太字

国、県管理河川 工事実施中

| 凡 例 |                             |
|-----|-----------------------------|
|     | 国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)         |
|     | 県管理河川                       |
|     | 市管理河川 (一、二級河川)              |
|     | あいち防災アクションプラン対象区間           |
|     | 県管理河川 河川整備計画工事計画区間 (市域内治水分) |

## 【要望内容③】

大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るため、以下の点について要望します。

- ・一斉帰宅の抑制、防災用品の備蓄を企業と連携して進めるとともに、長距離帰宅者のバスによる搬送や震災の影響の長期化に備えた滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の一層の推進を図ること。
- ・名古屋港について、基幹となる広域防災拠点として早期に整備されるよう引き続き国に働きかけること。また、現在名古屋空港隣接地に県が、中部圏の基幹的な拠点としても貢献できる施設として整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点については、可能な限り早期に整備すること。
- ・想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえた広域的な避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- ・「南海トラフ地震等対策事業費補助金」について対象事業の拡充や補助基準額の引上げを行うなど、防災施策に対する支援を充実すること。

### <要望の背景>

大規模地震発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要であるとともに、帰宅困難者は市外からの来訪者が多いと想定されるため、県内市外や県外地域とも連携した対策が必要です。

また、広域にわたる大災害時に、防災活動をより円滑かつ迅速に実施するための基幹となる広域防災拠点を、名古屋港と名古屋空港に早急に整備する必要があるとともに、県・市連携して消防学校の共同設置に取り組む必要があります。

さらに、令和3年度の災害対策基本法改正及び県が公表した想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえ、市町村を越える広域的な避難対策等を進めていく必要があります。

なお、本市が災害救助法に基づく救助実施市に指定されたことに伴い、県の災害救助基金の法定最少積立額が下がり超過が生じており活用することが可能です。

## 【要望内容④】

国の「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換を踏まえ、大規模災害時の避難生活における良好な生活環境を確保し、適切な運営を行うため、以下の点について要望します。

- ・被災地外の旅館・ホテル等を避難施設として確保するとともに、避難施設と被災者のマッチングを円滑に行うためのマニュアルを整備するなど、2次避難の仕組みを構築すること。
- ・在宅避難や車中泊避難等の多様な避難に対する地域の特性や実情を踏まえた取組みについて、必要な財政措置を講ずること。
- ・避難所の環境整備に必要となる災害用物資・資機材の備蓄に対するさらなる財政措置を講ずること。

### <要望の背景>

令和6年能登半島地震を受け、国において、「避難生活に係る基本的な考え方」として、避難場所に関わらず、支援が必要な人に必要な支援がなされるよう、「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」へ、考え方の転換が図られました。

また、県においては、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受けて、令和7年5月に「愛知県地域防災計画」が修正されました。今後、2次避難に関する具体的な運用を整備するとともに、在宅・車中泊避難等の多様な避難のあり方について地域の特性や実情に応じた取組みを推進していくためには、県の財政的な支援が必要です。

さらに、避難生活における良好な生活環境の確保は、災害関連死防止の観点から極めて重要であるため、発災直後から避難所がスフィア基準を満たすよう、パーティションや簡易ベッド等、災害用物資・資機材の備蓄を進める必要があります。

## 4 安心・安全なまちづくり

(防災安全局、都市・交通局、警察本部)

### 【要望内容①】

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について要望します。

- ・地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- ・住宅対象侵入盗、自動車盗、特殊詐欺、自転車を含む交通違反に対する取り締まりの強化など、警察活動のさらなる充実を図ること。また、市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。
- ・通学路を始めとする道路における交通安全施設のさらなる充実を図ること。
- ・自転車乗車用ヘルメットのさらなる着用促進を図るため、愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度を継続し、補助の対象を全年齢に拡大するとともに、必要な事業費を確保すること。

### <要望の背景>

令和7年の上半期において市内の刑法犯認知件数は前年同期比で増加し、住宅対象侵入盗が指定都市ワースト1位となっているほか、自動車盗や特殊詐欺の被害が依然として多発している状況にあります。また、交通事故の件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年同期比で減少しているものの予断を許さない状況にあるほか、特定小型原動機付自転車に関連する交通事故の発生も危惧されます。

本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、さまざまな活動を実施しているほか、防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助を行っています。

また、子どもや高齢者が交通事故の被害者にならないよう、交通安全対策をハード・ソフト両面から総合的に講じています。

さらに、自転車事故における頭部損傷を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の補助対象について、県が対象としている児童生徒等及び高齢者に限らず、県・市の条例において努力義務とする全年齢に拡大し、ヘルメットの着用を促進しています。

# 指定都市の刑法犯認知件数等上位3市（令和7年上半期）

（単位：件）

| 順位  | 刑法犯<br>認知件数 | 住宅対象侵入盗<br>認知件数 | 自動車盗<br>認知件数 |
|-----|-------------|-----------------|--------------|
| 1 位 | 大阪 （19,242） | 名古屋 （146）       | 横浜 （240）     |
| 2 位 | 名古屋（11,105） | 横浜 （144）        | 名古屋（234）     |
| 3 位 | 横浜 （9,019）  | さいたま（117）       | 大阪 （137）     |

※ 愛知県警察本部生活安全総務課のデータより。

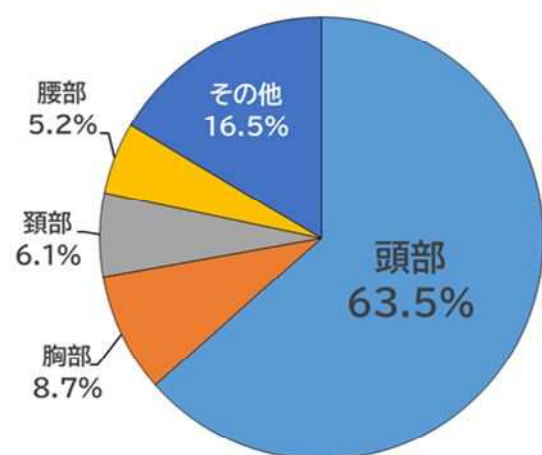
※ 認知件数はいずれも暫定値。

## 名古屋市内の交通事故発生状況

|               | 令和5年上半期 | 令和6年上半期 | 令和7年上半期 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 死 者 数 （ 人 ）   | 13      | 16      | 14      |
| 人身事故件数（件）     | 3,917   | 3,997   | 3,987   |
| 負 傷 者 数 （ 人 ） | 4,554   | 4,711   | 4,620   |

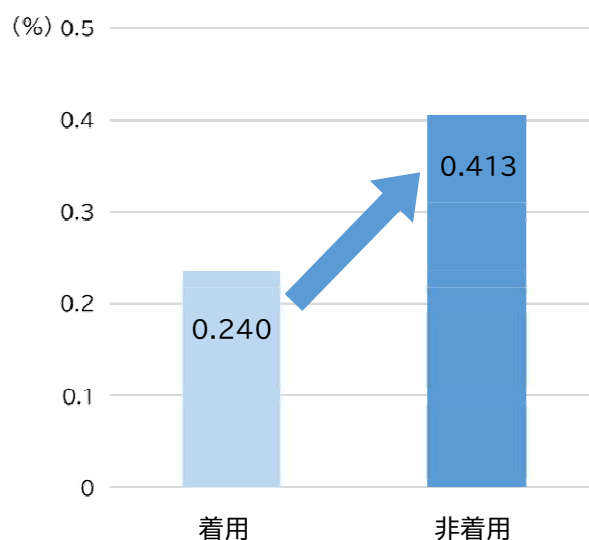
## ヘルメットの有効性 （令和2年～令和6年 死者総数115人）

○自転車事故による死者のうち  
約6割が「頭部」の損傷が原因



※ 愛知県警察統計より。

○ヘルメット非着用時の致死率は  
着用時に比べ約1.7倍



※ 愛知県警察統計より。

## 【要望内容②】

多くの県民にとって貴重な移動手段である地下鉄における、可動式ホーム柵の整備等の安全・安心の推進及びエレベーターの整備、駅・トイレのリニューアル等による快適性・利便性の高いサービスの提供を図るための整備に対する補助金の増額を要望します。

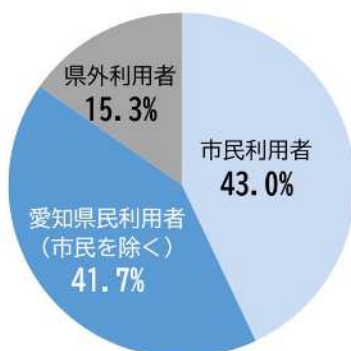
### <要望の背景>

本市の地下鉄は、1日平均126万人を超える乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は40%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。また、アジア・アジアパラ競技大会の開催時には多くの来訪者が見込まれ、地下鉄の安全・安心、快適・便利な利用環境が求められます。

こうした中、安全・安心の推進のため、現在、名鉄犬山線及び豊田線との相互直通運転により、市外からの利用者にとっても利便性が高い鶴舞線への可動式ホーム柵の整備を進めており、令和8年度には市外駅である赤池駅への設置も予定しています。

また、快適性・利便性の高いサービスの提供を図るため、バリアフリー化としてのエレベーターの整備やホームと車両の段差・隙間の改善に加えて、アジア・アジアパラ競技大会の会場最寄駅を始めとした駅・トイレのリニューアルやクレジットカードタッチ決済の導入によるキャッシュレス化の推進等を進めています。

市民利用者、市民を除く県民利用者、  
県外利用者の割合



※ 交通局利用実態調査（令和6年度）より。

鶴舞線可動式ホーム柵



## 5 地域経済の活性化等

(経済産業局、農業水産局)

### 【要望内容①】

商店街支援を通じた地域経済の活性化を図るため、以下の点について要望します。

- ・「げんき商店街推進事業費補助金」の必要な事業費の確保やアーチ・アーケードの維持管理に対する補助を創設すること。
- ・商店街共同施設の維持管理に対する財政措置について国に働きかけること。

### <要望の背景>

商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベント等を通じた地域の賑わいづくりや街路灯の維持管理など地域の安心・安全にも寄与しており、地域経済の活力を生み出すとともに、地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。

一方で、商店街においては、組合員の高齢化や担い手の減少、物価高騰などさまざまな課題があるため、イベント等を通じた地域の賑わいづくりなどに対する支援が必要です。

また、商店街共同施設であるアーチ・アーケードは、整備後相当な期間が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、適切な維持管理への支援が求められています。

さらに、街路灯も含め商店街共同施設の維持管理には多額の費用を要するため、国による支援制度も求められ、国への制度創設に向けた働きかけが必要です。

商店街における賑わいづくりのイベント実施



老朽化したアーケード



## 【要望内容②】

本市中央卸売市場の果たす役割の重要性と広域性を踏まえ、以下の点について要望します。

- ・市場の機能向上整備等に対する補助制度を創設すること。
- ・国の支援制度である「強い農業づくり総合支援交付金」の拡充について国に働きかけること。

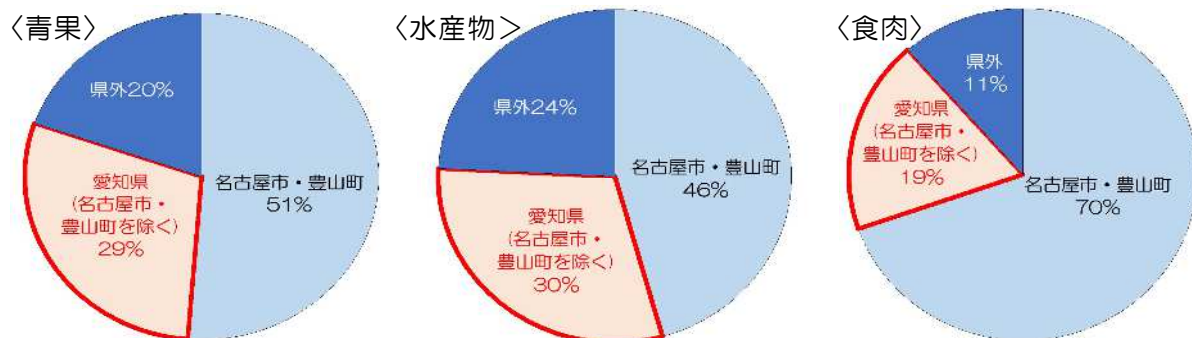
### <要望の背景>

本市では、令和6年度末に「名古屋市中心卸売市場本場及び北部市場機能向上整備基本計画」を策定し、スペースの増床、有蓋化や温度管理機能の充実といった整備を順次進めるとともに、南部市場においても、令和3年度末に策定した「名古屋市中心卸売市場南部市場中長期保全計画」に基づき、施設の長寿命化を進めています。

本市中央卸売市場においては、取扱数量の30%程度を名古屋市・豊山町を除く県内へ供給しています。また、農林水産業が盛んな県内からの集荷数量については、水産物・食肉は第1位、青果は第2位となっています。

このような背景から、当該整備は、県内における生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たすとともに、「あいちビジョン2030」に示されている「高品質な県産農林水産物を安定的に供給できる生産・流通体制の整備」にも寄与していくものと考えていますが、多額の経費を要することもあり、県による財政的支援に加え、卸売市場の施設整備に対する支援の拡充について、国への働きかけが必要です。

本市中央卸売市場の供給先とその割合



※令和6年度名古屋市中心卸売市場流通量推計調査（第14回）より。

本市中央卸売市場の集荷数量上位の都道府県

| 区分 | 青果         | 水産物        | 食肉         |
|----|------------|------------|------------|
| 1位 | 北海道（20.2%） | 愛知県（18.8%） | 愛知県（65.4%） |
| 2位 | 愛知県（14.3%） | 三重県（8.8%）  | 岐阜県（22.6%） |
| 3位 | 長野県（11.9%） | 東京都（7.6%）  | 三重県（3.8%）  |

※令和6年度名古屋市中心卸売市場取扱実績より。 — 13 —

## 6 文化芸術の推進

(県民文化局)

### 【要望内容①】

名古屋フィルハーモニー交響楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化を要望します。

#### <要望の背景>

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しています。また、地域に愛される楽団として、その演奏活動は広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与するとともに、当地域の魅力的な文化芸術資源として、国内外に向けて積極的に発信していく重要な役割を担っています。

当楽団は、昭和63年に初の海外公演をヨーロッパ2か国（フランス、スイス）で実施したことを皮切りに、これまで4回の海外公演を行い、いずれの国においても好評をいただきました。令和8年度に楽団創立60周年を迎え、21年ぶりに海外公演をクラシック音楽の本場であるヨーロッパ（ランス市、トリノ市）にて実施します。

海外で公演を行うことは、県の文化の顔として、海外との文化交流や、県の文化芸術の直接的な魅力発信に寄与し、さらには楽団員の音楽性を高める研鑽の場となり、県芸術劇場で実施する定期演奏会を始めとする各種公演で、県民の皆様にその成果を還元できるという観点から、重要な意義を有すると考えています。

しかしながら、物価高騰や円安により、海外公演の経費は増嵩しており、加えて、楽団の経営についても、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、大変厳しい状況にあり、本市においても、その指導、援助の強化に努めていますが、併せて県による支援の強化も必要です。

#### 演奏会開催状況

(単位：回)

| 区 分   | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 愛 知 県 | 80    | 98    | 88    |
| 愛知県外  | 15    | 8     | 20    |
| 計     | 95    | 106   | 108   |

#### 県内各地における演奏活動 ジュニアオーケストラと共演（豊田市）



## 【要望内容②】

「愛知県文化財保存事業費補助金」について、市町村が行う国庫補助事業に対する県の上乗せ補助も含め、市町村事業への補助の再開を要望します。

### <要望の背景>

本市には、我が国の歴史の形成を知る上で貴重な文化財が数多く残されており、国指定文化財や県指定文化財の保存・修理等に取り組み、後世に継承されるよう努めているところです。

これらの文化財保存事業は、「愛知県文化財保存事業費補助金」の交付対象とされているにもかかわらず、市町村事業に限っては平成１８年度以降長期にわたり交付が見合わされている状況ですが、文化財の保存修理や史跡整備を着実に進めるためには、県からの支援が不可欠です。

### 本市所有の国・県指定文化財

(単位：件)

| 区 分 | 建造物  | 絵画 | 工芸 | 書跡 | 古文書 | 考古資料・<br>歴史資料 | 記念物  | 計  |
|-----|------|----|----|----|-----|---------------|------|----|
| 国指定 | 6(※) | 3  | 5  | 8  | 1   | 0             | 7(※) | 30 |
| 県指定 | 1    | 5  | 2  | 0  | 0   | 5             | 0    | 13 |
| 計   | 7    | 8  | 7  | 8  | 1   | 5             | 7    | 43 |

※ 国所有（市管理）分を含む。

## 7 医療・介護体制等の充実

(防災安全局、福祉局、保健医療局、労働局)

### 【要望内容①】

医療・介護サービス提供体制の充実を図るため、以下の点について要望します。

- ・ 地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策、在宅医療体制のさらなる充実を図ること。
- ・ 小児救急医療支援事業に対する助成の拡充を始め、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- ・ 救急安心センター事業(#7119)を県において実施すること。

### <要望の背景>

地域包括ケアシステムの深化・推進が喫緊の課題である中、高齢者人口がピークとなる2040年に向けて必要な医療・介護サービス提供体制を整えるためには、医師、看護職員、介護職員を相当数確保することが必要です。このような中、県下では、小児科・産科を始めとした医師や看護職員不足が深刻な状況となっており、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められるとともに、在宅療養者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう在宅医療体制を確保する必要があります。

また、救急医療においては、病院群輪番制における当番の負担が大きいことや令和6年4月から医師の働き方改革による時間外労働の上限が適用されたことにより、救急医療体制の確保が難しくなっており、救急医療体制確保に向けた支援のさらなる充実が必要です。

さらに、本市では、令和6年7月1日から救急安心センター事業(#7119)を実施していますが、市外からの利用が全体の4割を占めていることに加え、本事業は36都府県において、都府県が実施主体となって広域的な運用が図られていることに鑑み、当地域においても県による実施が必要です。

### 小児科・分娩取扱医師の状況

| 区 分                     | 全国平均  | 愛知県        | (参考) 全国1位   |
|-------------------------|-------|------------|-------------|
| 人口10万人当たり<br>小児科医師数 ※2  | 115.1 | 94.7 (45位) | 171.0 (鳥取県) |
| 人口10万人当たり<br>分娩取扱医師数 ※2 | 10.5  | 10.3 (21位) | 14.3 (東京都)  |

※1 「愛知県医師確保計画」(令和6年3月)より。

※2 医師数は医師偏在指標の値を示す。

○医師偏在指標…人口10万対医師数に医療需要や患者の流出入等地域の実情を考慮したもの。

### 看護職員の状況

| 区 分                | 全国平均     | 愛知県            | (参考) 全国1位      |
|--------------------|----------|----------------|----------------|
| 人口10万人当たり<br>看護職員数 | 1,371.9人 | 1,183.3人 (41位) | 2,262.4人 (高知県) |

※ 厚生労働省「衛生行政報告例」(令和6年末現在)より。

### 今後必要となる介護職員の推計

| 区 分   | 令和4年度  | 令和8年度  | 令和22年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 国     | 215万人  | 240万人  | 272万人  |
| 愛 知 県 | 10.5万人 | 12.8万人 | 14.5万人 |

※1 「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」より。

※2 令和4年度の人数は実績値、令和8年度・22年度の人数は推計値。

## 【要望内容②】

在宅高齢者訪問理美容サービス事業に対する補助制度の創設を要望します。

### <要望の背景>

在宅高齢者が理美容により容姿や身だしなみを整えることは、清潔を保ち、日常生活の活性化や精神的な安定にも資するとともに、家族の負担を軽減するためにも重要かつ有意義です。

本市では、外出により理美容サービスを利用することが困難な要介護３以上の在宅高齢者に対し、在宅高齢者訪問理美容サービス事業を実施しており、利用件数が大きく増加しています。また、県内の多くの市町村が事業を実施しており、高齢者数の増加に伴い、県内においても事業の必要性が高まっています。

## 【要望内容③】

障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

### <要望の背景>

本市では、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳１級・２級所持者についても、県が対象とする精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方について、県は住民税非課税世帯の後期高齢者を対象としていますが、本市は、前期高齢者にも対象を広げ、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

さらに、特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちで、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を助成対象としています。

近年、助成対象者の医療費が増加傾向にあるため、助成の必要性が高まっており、安定的な制度運用が必要です。

## 【要望内容④】

障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、地域の実情に合わせて十分な支援体制を確保するよう要望します。

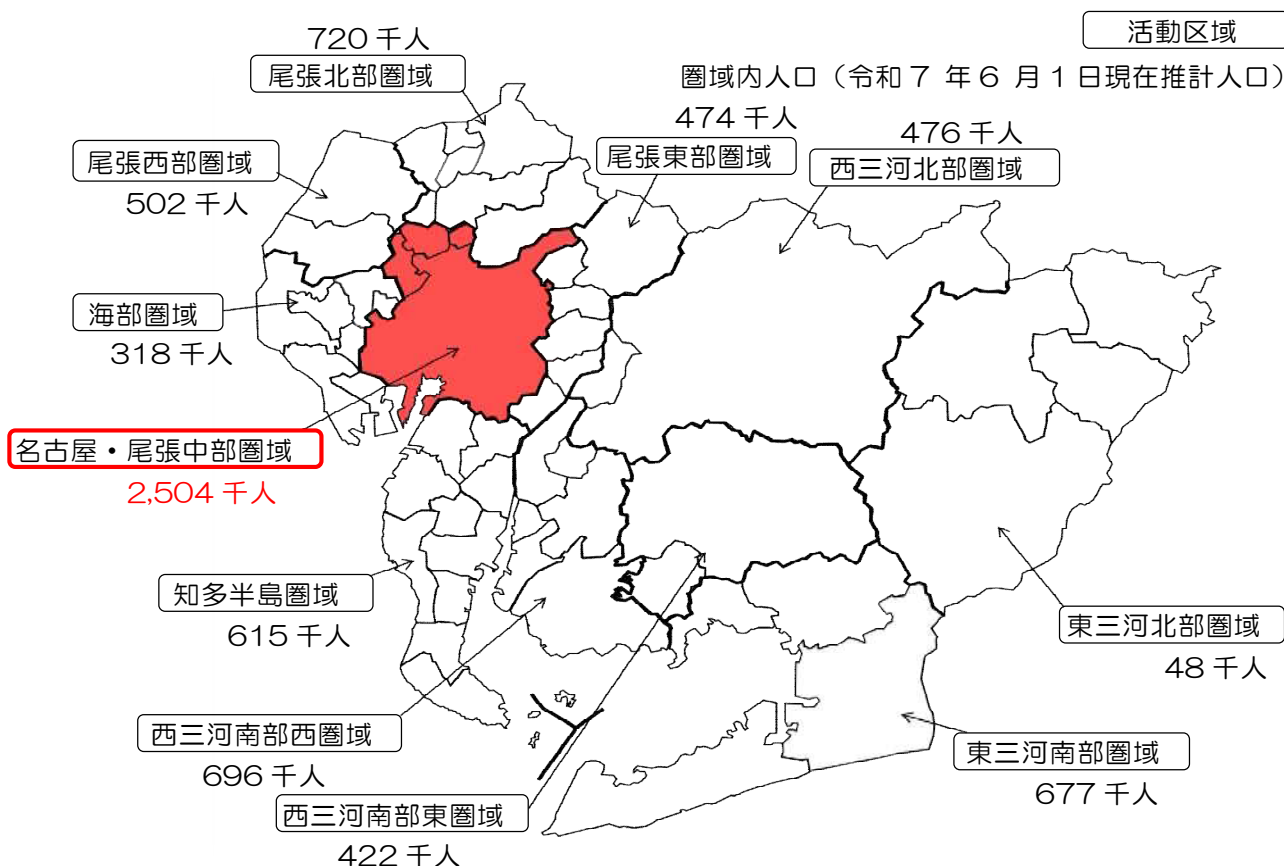
### <要望の背景>

現在、名古屋・尾張中部圏域には2か所の障害者就業・生活支援センターが設置されていますが、同圏域内人口は、他の圏域と比べて3倍以上と突出して多く、また、2か所のうち1か所は主に他の市町を活動地域とするものであり、本市における相談ニーズを受け止めきれていない状況です。

同センターは障害保健福祉圏域ごとに2か所までの設置とされているため、本市は独自に同趣旨のセンターを市内3か所に設置していますが、県内における雇用障害者数の増加とともにこれらのセンターに対する需要は増大し、新規相談受付から初回相談まで長期間を要している状況です。

本来、障害者就業・生活支援センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき県が指定するものであるため、このようにニーズが増大している実態を受け止めて、県として早急な対応が必要です。

#### 愛知県における障害保健福祉圏域



## 8 医療保険制度への支援

(保健医療局)

### 【要望内容①】

国民皆保険制度における国民健康保険の重要性を踏まえ、福祉医療費支給事業の実施に伴う事業費納付金への加算の廃止など被保険者の負担に配慮した財政支援のさらなる充実を図ることを要望します。

#### <要望の背景>

国民健康保険は、被保険者が低所得者層を主体として構成されており、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、非常に厳しい財政状況にあります。また、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、事業運営において中心的な役割を担うこととされています。

保険料が上昇傾向にある中で、福祉医療費支給事業の実施に伴い、医療費が増加するとして減額される国庫負担金相当額については、本市が県に対して納付する事業費納付金へ加算されており、被保険者の負担となっています。

### 【要望内容②】

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助制度の創設を要望します。

#### <要望の背景>

後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約3分の1を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担していますが、医療費が年々増加している影響で、保険料も上昇傾向にあり、後期高齢者の負担が一層高まっています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病・介護予防等の観点から非常に重要であり、増加傾向にある医療費の抑制にも寄与すると考えられます。

## 9 子ども・子育て支援の充実

(福祉局)

### 【要望内容①】

県の保育料助成制度について、県内市町村を等しく取り扱うべきであり、本市を補助対象とすることを要望します。

#### <要望の背景>

県においては、多子世帯における負担軽減を図るため、第三子以降の3歳未満児に対する保育料助成を行っており、令和7年10月からは対象児童を第二子以降に拡大されましたが、当該制度の補助対象から政令市及び中核市が除外されています。このような県の現行制度は、県内市町村の間に保育サービスの格差を生じさせるものです。

子ども・子育て政策の強化に向けて国と地方が車の両輪となって取り組む中、保育に係る事務は市町村共通の事務であるとともに、本市市民も県民税を納める県民であることから、保育料助成は県内市町村に対して等しく行われるべきであり、政令市及び中核市を対象から除外する不合理な取扱いは見直しが必要です。

### 【要望内容②】

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の対象年齢の拡充を要望します。

#### <要望の背景>

県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっていますが、本市では子育て支援の推進のため、入通院ともに18歳に達する日以後の最初の年度末までを対象としています。また現在、県内全ての市町村で、入通院ともに少なくとも中学校3年生まで対象となっています。

## 10 教育行政の充実

(県民文化局、教育委員会)

### 【要望内容①】

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校に通う児童生徒・保護者双方の負担を軽減するため、以下の点について要望します。

- ・名古屋東部地区における肢体不自由特別支援学校の整備を着実に進めること。
- ・肢体不自由特別支援学校が設置されるまでの間、長時間通学を解消するため、港特別支援学校へのスクールバスのさらなる増車を行うこと。
- ・スクールバスを利用できない医療的ケア児の通学を支援すること。

#### <要望の背景>

令和6年2月に策定された「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」においては、名古屋東部地区から港特別支援学校への長時間通学を解消することが課題とされています。

これまでもスクールバスが増車されているところですが、依然として通学の負担が大きい状況であり、県が令和9年4月に開校を予定する名古屋東部地区における肢体不自由特別支援学校への期待が寄せられています。

また、医療的ケア児は、スクールバスではなく保護者による送迎が必要であり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

## 肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



< 現行の通学区域（名古屋市各区） >

港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白

名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中

小牧特別支援学校…守山

## 【要望内容②】

特別支援学校の設置義務は本来、県にあることを踏まえ、県内の他市立特別支援学校と同様の補助を要望します。

### < 要望の背景 >

特別支援学校の設置義務は法律上県にあるところですが、本市においては知的障害の児童生徒のための特別支援学校について、本校5校と分校1校を設置し、特別支援教育の充実に努めています。

県においては、「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2028）」に基づき、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消に向けた取り組みを進めているところですが、本市においても児童生徒数の増加に伴う施設の狭あい化解消のため、令和9年1月の供用開始に向けて天白特別支援学校の増築工事を実施しているほか、西特別支援学校新校舎の整備に向けた設計を進めています。

### 【要望内容③】

保護者の負担を軽減し、高校における教育機会の確保を図るため、授業料以外の学校教育費に対する、低中所得世帯への一層の支援拡充を要望します。

#### <要望の背景>

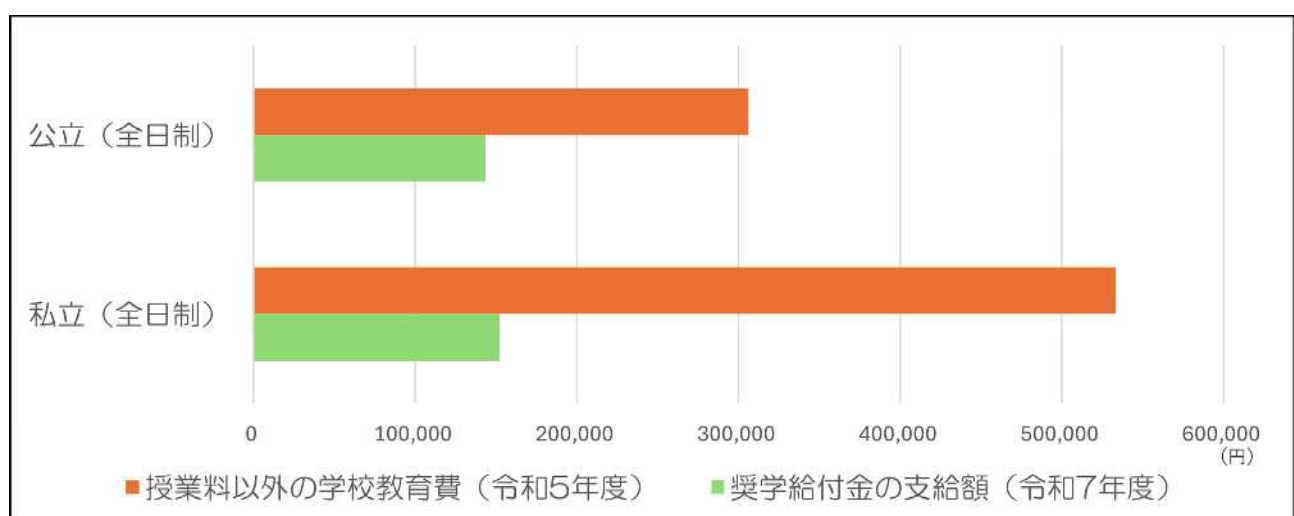
現在、国において検討されている、いわゆる「高校無償化」により、これまで県の私立高等学校等授業料軽減補助事業の対象外となっていた所得の高い世帯の経済的負担は大きく軽減されることになります。

一方、通学費や教科外活動費、学用品といった学校教育費（授業料を除く。以下同じ。）は年々上昇しており、所得の低い世帯にとって経済的負担の大きい状況が続いています。

学校教育費の支援制度としては「高等学校等奨学給付金」があり、給付額は年々引き上げられていますが、学校教育費の上昇に追いついておらず、支援は十分とは言えません。

名古屋市においても、学校教育費に対する独自の支援策を実施していますが、高校生が経済的な理由で教育機会を失うことがないように、学校教育費に対する低中所得世帯への一層の支援拡充が必要です。

#### 学校教育費に対する奨学給付金の支給額



※授業料以外の学校教育費は「令和5年度子供の学習費調査」（文部科学省による直近の調査）より。

# 11 脱炭素社会の実現等

(環境局、農業水産局、建設局、都市・交通局)

## 【要望内容①】

住宅・建築物の脱炭素化の促進のため、以下の点について要望します。

- ・ 太陽光発電設備を始めとした再生可能エネルギー等の普及拡大に必要な事業費を確保するとともに、補助制度の補助基準額や補助率の引上げ、補助対象の追加といった、補助制度のさらなる充実を図ること。
- ・ 太陽光発電設備のさらなる導入促進の手段として期待されるペロブスカイト太陽電池について、早期の社会実装を実現するため、支援制度を創設すること。

### <要望の背景>

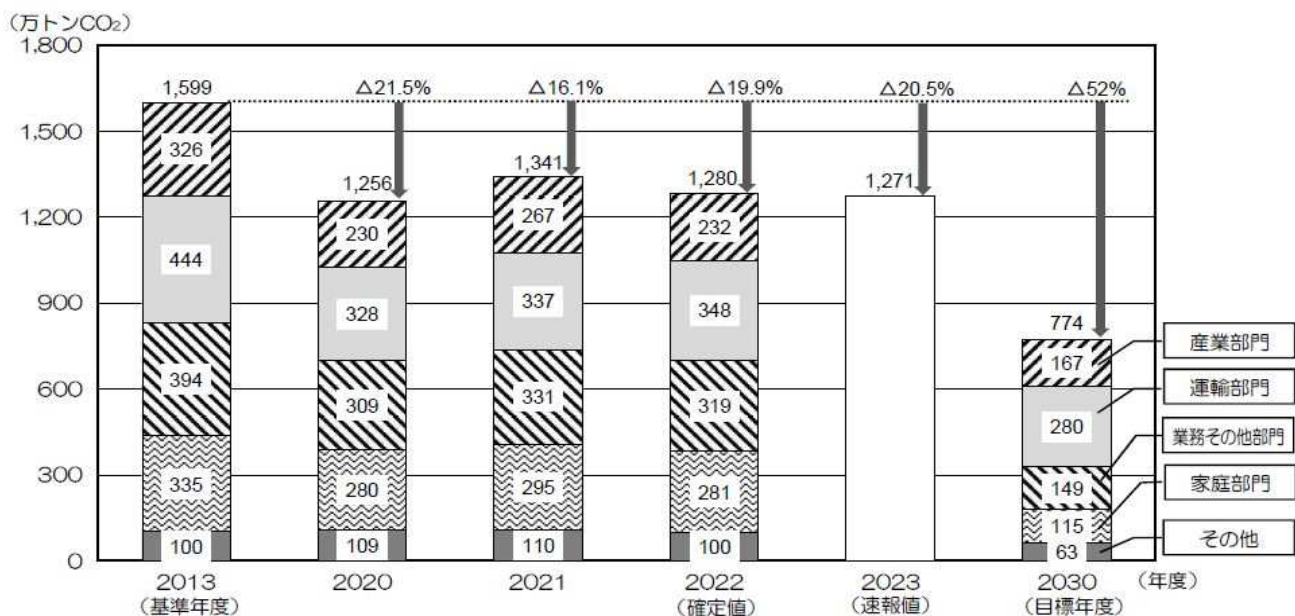
本市では、令和6年3月に策定した「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」において、本市の温室効果ガス排出量を平成25年度比で令和12年度までに52%削減する目標を掲げ、その実現に向けて、再生可能エネルギー等の普及拡大に取り組んでいます。

日本の二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出は15%を占めており、国は、令和7年2月に策定した「第7次エネルギー基本計画」において、住宅におけるさらなる省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギー普及拡大を進める方針を示しています。南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、太陽光発電設備や蓄電システム等は災害時の非常用電源として活用可能であり、防災力向上の観点からも各家庭への導入を促す必要があります。

また、再生可能エネルギー拡大の切り札と言われているペロブスカイト太陽電池について、国は「第7次エネルギー基本計画」において令和22年までに約20GWの導入を目標とし、県は令和7年5月に官民で構成する「あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会」を設立するなど、ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装に向けた取り組みが加速化しています。

本市においても、「あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会」に参画し情報収集に努め、市域へのペロブスカイト太陽電池の導入に向けた検討を進めておりますが、ペロブスカイト太陽電池の導入費用が課題となっていることから、導入費用に対する県の支援が不可欠です。

## 名古屋市の温室効果ガス排出量の推移



## 名古屋市の太陽光発電の導入目標



※ 「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」（2024年3月）より。

## 【要望内容②】

「あいち森と緑づくり事業」を活用した緑のまちづくりを推進するため、以下の点について要望します。

- ・ 街路樹の計画的な植え替えが実施できるよう、美しい並木道再生事業に関し、必要な事業費を確保すること。
- ・ 民有地緑化の一層の促進、質の向上のため、緑の街並み推進事業に関し、必要な事業費を確保すること。

### <要望の背景>

本市の街路樹は、その４割以上が植栽後４０年以上経過し、大木化や老木化による倒木や落枝、根上がりなどの課題を抱えています。これらの課題に対応するため、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指し、実行計画である「街路樹再生なごやプラン」を策定しました。このプランに基づき、「美しい並木道再生事業」による補助を活用して街路樹の植え替えに取り組んでいますが、対象となる街路樹は３万５千本もあることから、今後も計画的に事業を進めていく必要があります。

また、「緑の街並み推進事業」による補助制度は、民有地における緑化の促進と質の向上に欠かせないものとなっていますが、申請数が多く、早期に受付を終了している状況です。

美しい並木道再生事業の事例



緑の街並み推進事業の事例



## 【要望内容③】

有機農業の取組みを拡大するため、以下の点について要望します。

- ・国の支援制度である有機転換推進事業や環境保全型農業直接支払交付金の拡充について継続して国に働きかけること。
- ・慣行栽培から有機農業へ転換する農業者を始め、有機農業に取り組む農業者への県独自の支援金交付制度を新設すること。

### <要望の背景>

有機農業は、環境負荷を低減し、安全かつ良質な農産物の持続可能な供給に資するものであり、国が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大する方針が示されたところですが、令和4年度時点では0.7%にとどまっています。

また、県においては、「愛知県有機農業推進計画」を令和5年1月に改正し、有機農業に取り組む目標面積を900ha（令和12年）として、一層の推進を図っています。

このような中、都市農業の振興に取り組む本市においても積極的に有機農業を推進していく必要がありますが、農薬を使わない除草や病虫害の防除、有機質肥料の悪臭への対応など従来の農業より手間や費用がかかるため、取組みがほとんど行われていない状況です。地域の実情等に配慮しつつ、有機農業の取組みを拡大するためには、現行の国の支援制度の拡充に加え、県独自の支援金交付制度の新設が必要です。

### 日本の有機農業の取組面積の推移



※農林水産省「有機農業をめぐる事情」（令和7年6月）より。



